

### 教育委員会訓令

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年4月1日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

#### 教育委員会訓令第1号

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表(1)共通決裁事項の表事務の執行関係の部第11項中

「

(1) 重要なもの	○							総務部長（総務課長、財政課長）
(2) 軽易なもの			○					総務課長、財政課長

」を

「

(1) 重要なもの	○							総務部長（財政課長）
(2) 軽易なもの			○					財政課長

」に

改め、同表経費の支出等関係の部第4項中

「

4 補助金の額の確定				○				財政課長
------------	--	--	--	---	--	--	--	------

」を

「

4 補助金の額の確定				○				財政課長	合議は1件が100万円以上に限る。
------------	--	--	--	---	--	--	--	------	-------------------

」に

改める。

#### 付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日掲示済み)

### 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第6号

草津市やまびこ教育相談事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月24日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

#### 草津市やまびこ教育相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市立教育研究所設置条例（昭和55年草津市条例第7号）第4条の規定に基づき、市内の不登校児童生徒を対象に教育相談および適切な支援を行うことにより、集団適応力を身につけ、学校復帰および社会的自立に向けた支援をすることを目的として行う、草津市やまびこ教育相談事業（以下「教育相談事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(教室の名称および位置)

第2条 教室（教育相談事業を実施する場所をいう。以下同じ。）の名称および位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やまびこ青地教室  
位置 草津市青地町1086番地 草津市立教育研究所内
- (2) 名称 やまびこ上笠教室  
位置 草津市上笠四丁目3番17号  
(事業)

第3条 教育相談事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教育相談に関すること。
  - (2) 児童生徒の指導および支援に関すること。
  - (3) 学校等関係機関との連携に関すること。
- (対象者)

第4条 この教室に入室することができる者は、心身の不調による不登校およびその傾向があり、市内に在住し、原則として、保護者による送迎が可能な児童または生徒とする。

(開室日および閉室日)

第5条 教室の開室日は、別表に定めるとおりとする。

2 教室の閉室日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 草津市の休日を定める条例（平成2年草津市条例第2号）に規定する休日
- (2) 前号に掲げるもののほか、草津市教育委員会

(以下「教育委員会」という。)が指定した日  
(入室の申請)

第6条 教室への入室を希望する児童生徒の保護者は、やまびこ入室申込書(別記様式第1号)により、当該児童生徒が在籍する学校長を通じて、草津市立教育研究所(以下「研究所」という。)に申請するものとする。

(入室の審査)

第7条 教育研究所長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、やまびこ入室検討結果通知書(別記様式第2号)により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(支援の終了)

第8条 教育研究所長は、教育支援が終了したと認められるとき、やまびこ終了通知書(別記様式第3号)により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(支援の停止)

第9条 教育研究所長は、教育支援が停止したとき、やまびこ停止通知書(別記様式第4号)により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(出席の報告)

第10条 教育研究所長は、通室している児童生徒の出席状況について、やまびこ出席状況報告(別記様式第5号)により学校長に報告する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

名称	開室日	開室時間
教育相談	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、金曜日は午後2時までとする。
教育支援	月曜日および水曜日から金曜日まで	午前9時30分から午後3時まで。ただし、金曜日は午後2時までとする。
学校支援	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、金曜日は午後2時までとする。

別記

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

草津市立教育研究所長 様

保護者名 (自筆)

やまびこ入室申込書

やまびこ(青地・上笠)教室に入室したいので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

児童生徒	住 所	〒 草津市
	ふりがな	
	名 前	
	生年月日	年 月 日生( 歳)
保護者	在 籍 校	学校 年 組(担任: )
	ふりがな	
	名 前	
入室したい理由	電話番号	

年 月 日

草津市立教育研究所長 様

当校も入室することが適当と考えますので、上記申込書により申請します。

草津市立 学校  
校長 印

様式第2号(第7条関係)

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ入室検討結果通知書

年 月 日付けで申請のありました、やまびこ(青地・上笠)教室の入室について、下記のとおり決定しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第7条の規定により、通知します。

記

児童生徒名	
入室検討確認	<input type="checkbox"/> やまびこ(青地・上笠)教室への入室を承諾します。なお、下記期日に本人と保護者との面接を行います。 (面接日: 年 月 日 時 分から) <input type="checkbox"/> 受入対象者ですが、現在、受入枠に余裕がないため、直ちに受入れることができません。受入可能となり次第ご連絡いたします。 <input type="checkbox"/> 現在の状況(別室登校・保健室登校など)を継続する方が適切と思われます。 <input type="checkbox"/> 他の相談機関の方が適切と思われます。 他機関名( ) <input type="checkbox"/> 当分の間、経過を観察した方がよいと思われます。 <input type="checkbox"/> その他( )
備 考	「学校に通い始めた」「別の相談機関に通い始めた」等、状況の変化があった場合は速やかに連絡してください。

様式第3号(第8条関係)

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ終了通知書

やまびこ(青地・上笠)教室に通室している下記児童生徒について、教育支援が終了しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第8条の規定により、通知します。

記

終了日	年 月 日
児童生徒名	
終了理由	<input type="checkbox"/> 適応指導および継続面接相談などの結果、再登校できるようになったので通室を終了します。 <input type="checkbox"/> 年度末のため、一旦終了とします。通室の継続を希望される場合は、在籍する学校と十分協議のうえ再度通室の申請をしてください。 <input type="checkbox"/> 卒業のため、終了とします。 <input type="checkbox"/> その他( )
備考	

様式第4号(第9条関係)

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ停止通知書

やまびこ(青地・上笠)教室に通室している下記児童生徒について、教育支援を停止しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第9条の規定により、通知します。

記

停止日	年 月 日
児童生徒名	
停止理由	
備考	

様式第5号(第10条関係)

草教委研第 号  
年 月 日

草津市立 学校長 様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ出席状況報告

やまびこ(青地・上笠)教室に通室している下記児童生徒の出席状況について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第10条の規定により、報告します。

記

第 学年 名前 \_\_\_\_\_

目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜																
出席																
目	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜																
出席																
備考	年 月 分															

出席日数	日
------	---

(令和5年3月24日揭示済み)

草津市教育委員会告示第8号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年4月1日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

1 期 日 令和5年4月25日(火) 午後3時

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和5年4月1日揭示済み)

## 選挙管理委員会告示

### 草選委告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年3月30日現在において、次のとおりである。

令和5年3月30日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

50分の1の数	2,227人
6分の1の数	18,554人
3分の1の数	37,108人

（令和5年3月30日掲示済み）

### 草選委告示第10号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年3月30日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

期日前投票所の投票管理者および職務を行うべき日

別紙のとおり

期日前投票所の投票管理者職務代理者およびその代理として職務を行うべき日

別紙のとおり

（令和5年3月30日掲示済み）

### 草選委告示第11号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定に基づき、告示する。

令和5年3月30日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

投票管理者およびその職務を代理すべき者

別紙のとおり

（令和5年3月30日掲示済み）

### 草選委告示第12号

草津市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように制定する。

令和5年3月31日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

### 記

草津市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

草津市選挙管理委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第1号）の施行については、草津市個人情報保護法施行細則（令和5年草津市規則第16号）の例による。

### 付 則

（施行期日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（草津市選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 草津市選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程（平成18年草津市選挙管理委員会告示第10号）は、廃止する。

（令和5年3月31日掲示済み）

## 監査委員訓令

草津市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程をここに公表する。

令和5年3月31日

草津市代表監査委員 岡野 則 男

### 草津市監査委員訓令第1号

草津市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程

草津市監査委員が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第1号）の施行については、草津市個人情報保護法施行細則（令和5年草津市規則第16号）の例による。

付 則

（施行期日）

- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。  
（草津市監査委員個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 草津市監査委員個人情報保護条例施行規程（平成18年草津市監査委員訓令第1号）は、廃止する。

（令和5年3月31日揭示済み）

## 監査委員告示

### 草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和5年3月28日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 中島 美 徳

### 1 定期監査

#### (1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
教育委員会	スポーツ推進課 生涯学習課 学校給食センター 学校教育課 図書館
上下水道部	上下水道施設課
建設部	土木管理課 住宅課 草津川跡地整備課

(2) 監査の時期 令和4年12月20日から令和5年2月21日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和3年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

### ●監査対象：スポーツ推進課

重点項目
・スポーツ推進費のうち各種大会出場者激励金 ・市民スポーツ大会推進費のうち各種大会補助金 ・市民スポーツ団体活動支援費のうちスポーツ協会事業費補助金
意見
① 職員の時間外勤務について、平日の時間外はもちろん、数多くあるスポーツイベントのための休

日勤務もあり、職員のほとんどが非常に多い時間外勤務をしており、心身の健康が大変憂慮される状態である。執行体制は、スポーツ大会推進室の職員を兼務にするなど工夫もみられるが、関係団体の理解や協力を得ながら、業務やイベントのスリム化を早急に検討され、職員の負担軽減を図られたい。

●監査対象：生涯学習課

重点項目
・地域協働合校推進費 ・青少年教育費のうち成人式開催費および青年国際交流事業費
意見・指摘事項
① 草津市準公金取扱要領第4条第4項において、「準公金管理者は、管理する準公金について、適正に会計処理されているかを月1回以上確認しなければならない。」とされており、確認時には、通帳残高と実際の残高が一致するようにしっかり確認されたい。また、資金前渡の必要がある場合は、適正な手続きをされ、確実に管理されたい。

●監査対象：学校給食センター

重点項目
・学校給食センター特別会計・管理運営費のうち中学校給食材料購入費および中学校給食センター管理運営費
意見・指摘事項
① 賄材料の納入業者に代金請求用紙を販売しているが、販売代金の収納に関し、草津市出納員規則に該当する「委任する事務」がないため、現行の販売業務では、速やかに草津市出納員規則の改正が必要であるが、購入者の需要量や費用対効果、支払事務の効率化、本年10月から始まる予定のインボイス制度、さらに今後のDXの進展などに鑑み、代金請求用紙販売の廃止も含め、抜本的な対策を講じられたい。
② 生ごみ処理機から生じる堆肥の売却代金について、点検（購入）業者が年度末に一括で納付されるほうが事務的にも、経済的にも合理性があるのであれば、契約条項を改める必要がある。さらに、第二学校給食センターの同様の業務では手数料と相殺しており、両センターで連携して最適な

処理方法を検討のうえ改善されたい。

- ③ 学校給食賄材料費にかかる収入調定事務は、滞りなく適切な時期に行われたい。なお、欠食などで減額が生じたときは、調定更正を行うなど適切に収入調定事務を行われたい。

●監査対象：学校教育課

重点項目
・小学校就学援助費のうち児童就学援助費および小学校特別支援教育就学奨励費 ・中学校就学援助費のうち生徒就学援助費および中学校特別支援教育就学奨励費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：図書館

重点項目
・管理運営費のうち図書館施設管理費および図書館運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：上下水道施設課

重点項目
・配水管移設事業費 ・配水管更新事業費 ・配水管整備事業費 ・路面復旧費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：土木管理課

重点項目
・道路管理費のうち道路台帳整備費 ・地籍調査費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：住宅課

重点項目
・住宅譲渡推進費のうち改良住宅譲渡推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：草津川跡地整備課

重点項目
・草津川跡地整備費
意見・指摘事項
特になし

(令和5年3月28日揭示済み)

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年3月31日

草津市監査委員 岡野 則 男  
草津市監査委員 中島 美 徳

〔定期監査〕

令和4年6月15日および9月30日告示分

監査対象：笠縫東こども園

意見・指摘事項	措置状況等
① 保育施設徴収金等の取扱いに関して、監査が行われていなかったため、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、監査を行うなど適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 保育施設徴収金については、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、早急に監査処理を行いました。今後も取扱ハンドブックに則り、適正な会計事務処理を行ってまいります。

監査対象：常盤小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務	① スポーツ振興センター会計の出納簿を作成しました。支出・収入、領収書の添付が明らかになるように整えました。

処理をするよう改善されたい。

監査対象：矢倉小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに基づき、出納簿を作成し、監査を実施し、適切な事務処理を行いました。今後も出納簿を作成し、監査も実施予定です。

監査対象：南笠東小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計は出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 出納簿を作成し適正に処理できるよう改善致しました。

監査対象：志津南小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計については、出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① スポーツ振興センター会計に関わる出納簿を作成しました。今後も適正な事務処理を継続します。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市代表監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員告示第4号

草津市監査委員事務局規程の一部を改正する規程

草津市監査委員事務局規程（昭和40年草津市監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 主幹

第2条第2項中「第6号」を「第7号」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第4号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年3月31日

草津市農業委員会

会長 中野隆史

1 期 日 令和5年4月10日（月） 午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につき、議決を求めることについて
- 7) 草津市農業委員会事務局規程の改正につき、議

決を求めることについて

8) 草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定につき、議決を求めることについて

9) 農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて

(令和5年3月31日揭示済み)

水道事業管理規程

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市上下水道事業管理規程第1号

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。



草津市 納付通知書

年度賦課分  
年度

下水道事業受益者負担金・分担金

通知書番号	
負担金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
前納報奨金	円
合計金額	円
納付期限	

様  
様分

年 月 日  
草津市長

下の部分を切り離し、納付場所窓口にお出しく下さい。

27 滋賀県草津市 納入済通知書 通常払込料金加入者負担 金額訂正

合計金額			
収納機関章	納付番号	課番号	課区分
測定年度	賦課年度	期別	
納付期限	通知書番号		

32

負担金額		円	督促手数料	円
延滞金		円	前納報奨金	円

領収日付印

（ご注意）  
コンビニエンスストアでは納付できません。

【住所等非表示払込票】

草津市企業活動支援  
取りまとめ銀行 滋賀銀行草津支店 投資所代理店

通常払込料金加入者負担 滋賀県草津市 原符兼払込金受領証

滋賀県草津市 領収証書

納付者

納付者

通知書番号

負担金額 円

督促手数料 円

延滞金 円

前納報奨金 円

合計金額 円

納付期限

通知書番号	
負担金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
前納報奨金	円
合計金額	円
納付期限	

市町村コード

領収日付印

上記の金額を振収しました。

領収日付印

この受領証は、大切に保管してください。

金融機関控

（納付者保管/収入印紙不要）

(裏)

※この処分不服があるときは、次に掲げる区分に応じ、各号に規定する方法により審査請求等を行うことができます。

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域内
  - (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求を行うことができます。
  - (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を行うことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求を行うことや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 2 上記1以外
  - (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求を行うことができます。
  - (2) 処分の取消しの訴えについては、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、提起することができます。  
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  
 ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
 イ 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を行うことができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求を行うことや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※下水道事業受益者負担金・分担金の根拠等について

- 1 根拠：この負担金・分担金は、草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例第7条第1項の規定により、賦課対象区域内の土地所有者又は権利者に課されるものです。
- 2 納期：この負担金・分担金は、3年間に分割し1年分を更に4回に分けて徴収します。

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納 期	7月1日から 7月31日まで	9月1日から 9月30日まで	11月1日から 11月30日まで	翌年2月1日から 2月末日まで

※納期限が、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、翌日が納期限となります。

- 3 督促手数料：納期限までに納付されなかった場合、督促状を発生、督促手数料として、1通につき100円を徴収します。
- 4 延滞金：納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、負担金額に年14.5%(最初の1か月間については、年7.25%)の割合を上限として、都市計画法ならびに草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の規定により計算した金額を本負担金額に加算して納付しなければなりません。
- 5 滞納処分：督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までに督促負担金等を完納されないときは、国税徴収法および地方税法の定めるところにより財産の差押えを受ける対象となります。

別記様式第12号を次のように改める。

草津市 納付通知書

督促状

年度賦課分  
年度  
下水道事業受益者負担金・分担金

様  
様分

通知書番号	
負担金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
前納報奨金	円
合計金額	円
納付期限	

年 月 日  
草津市長

下の部分を切り離し、納付場所窓口にお出しく下さい。

27 滋賀県草津市 納入済通知書

通常払込料金加入者負担 金額訂正

合計金額	
収納機関番号	納付番号
測定年度	賦課年度
納付期限	期別
通知書番号	

32

負担金額	円	督促手数料	円
延滞金	円	前納報奨金	円

領収日付印

納付者

【住所等非表示払込票】

（ご注意）  
コンビニエンスストアでは納付できません。

草津市企業出納員会  
取りまとめ銀行 滋賀銀行草津店技術代理店

通常払込料金加入者負担 滋賀県草津市 原符兼払込金受領証

滋賀県草津市 領収証書

納付者

通知書番号

通知書番号	
負担金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
前納報奨金	円
合計金額	円
納付期限	

領収日付印

市町村コード

領収日付印

この受領証は、大切に保管してください。 金融機関控 (納付者保存/収入印紙不要)

(裏)

※この処分不服があるときは、次に掲げる区分に応じ、各号に規定する方法により審査請求等を行うことができます。

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内
  - (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求を行うことができます。
  - (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を行うことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求を行うことや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 2 上記1以外
  - (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求を行うことができます。
  - (2) 処分の取消しの訴えについては、上記(1)の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。
 

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁判を経ずに訴訟を提起することができます。

    - ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。
    - イ 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ウ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を行うことができなくなり、また、審査請求に対する裁判があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求を行うことや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※下水道事業受益者負担金・分担金の根拠等について

- 1 根拠：この負担金・分担金は、草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例第7条第1項の規定により、賦課対象区域内の土地所有者又は権利者に課されるものです。
- 2 納期：この負担金・分担金は、3年間に分割し1年分を更に4回に分けて徴収します。

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納 期	7月1日から 7月31日まで	9月1日から 9月30日まで	11月1日から 11月30日まで	翌年2月1日から 2月末日まで

※納期限が、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、翌日が納期限となります。

- 3 督促手数料：納期限までに納付されなかった場合、督促状を発送し、督促手数料として、1通につき100円を徴収します。
- 4 延滞金：納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、負担金額に年14.5%（最初の1か月間については、年7.25%）の割合を上限として、都市計画法ならびに草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の規定により計算した金額を本負担金額に加算して納付しなければなりません。
- 5 滞納処分：督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに督促負担金等を完納されないときは、国税徴収法および地方税法の定めるところにより財産の差押えを受ける対象となります。